

第2章 組合員及び被扶養者

第1節 組合員

共済組合は、職員をもって組織し、職員となった者は、その職員となった日から組合員の資格を取得し、死亡又は退職したときはその翌日から組合員の資格を喪失することとされています。したがって、職員の範囲がそのまま組合員の範囲となります。

1 職員

常時勤務に服することを要する地方公務員（※）をいい、次に掲げる者（2月以内の期間を定めて使用されるものを除く。）を含みます。

- (1) 地方公務員法第27条第2項に規定する休職の処分を受けた者又は同法第29条第1項に規定する停職の処分を受けた者
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定により育児休業をしている者
- (3) 地方公務員法第55条の2第5項又は地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第5項（同法附則第5項において準用する場合を含む。）の規定により休職者とされた者
- (4) 教育公務員特例法第26条第1項の規定により大学院修学休業をしている者
- (5) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第2条第1項の規定により派遣された者
- (6) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項の規定により派遣された者
- (7) 常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち、常時勤務に服することを要する地方公務員に定められている勤務時間により勤務することを要することとされているもの
- (8) (7)に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち、その1週間の所定勤務時間及び1月間の所定勤務日数が、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている1週間の勤務時間及び1月間の勤務日数の4分の3以上であるもの
- (9) (7)及び(8)に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち、次のアからウのいずれにも該当するもの。
 - ア 1週間の所定勤務時間が20時間以上であること。
 - イ 報酬月額が8万8千円以上であること。

ウ 学校教育法第50条に規定する高等学校の生徒、同法第83条に規定する大学の学生その他の総務省令で定める者でないこと。

※臨時的任用職員、任期付任用職員及び再任用（フルタイム）職員を含む。

臨時的任用職員等の任用が1日ないし数日の間を空けて再度行われる場合において事実上、任用関係が中断することなく継続していると判断される場合には、組合員資格は喪失しないものとして取り扱う。なお、事実上、任用関係が中断することなく継続しているかどうかの判断は任命権者が行うため、この判断については各任命権者に問合せすること。

2 公立学校共済組合福岡支部の組合員の種別及び範囲

(1) 一般組合員・短期組合員

ア 福岡県及び福岡県内の市町村（学校組合を含む。）が設置する幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び大学の職員

イ 福岡県教育庁及びその所管に属する教育機関の職員

ウ 公立学校共済組合福岡支部事務局、公立学校共済組合福岡宿泊所（福岡リーセントホテル）、公立学校共済組合北九州宿泊所（小倉リーセントホテル）及び公立学校共済組合九州中央病院の組合役職員

エ 職員引継一般地方独立行政法人である公立大学法人の役職員

※上記ア～エのうち、2-1頁「1 職員」(1)～(6)に該当する職員は一般組合員、(7)～(9)に該当する職員は短期組合員となります。

(2) 船員一般組合員・船員短期組合員

船員保険法第2条の規定による船員保険の被保険者である職員（福岡県立水産高等学校の船員である職員）

(3) 継続長期組合員

任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き法に定める公社、公庫等の職員になるため退職し、引き続き長期給付に関する規定の適用を受ける組合員

(4) 任意継続組合員

退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった者で、退職の日から起算して20日を経過する日までに、引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することを希望する旨を共済組合に申し出た組合員

3 組合員資格の取得及び喪失

(1) 一般組合員、短期組合員、船員一般組合員及び船員短期組合員

ア 職員となった者は、その日から組合員の資格を取得する。

イ 職員が死亡したとき又は退職したときは、その翌日から組合員の資格を喪失する。

(2) 任意継続組合員

第4章第2節「5 任意継続組合員となる」(4-5頁)を参照してください。

第2節 被扶養者

被扶養者とは、組合員と一定の身分関係にあり、主として組合員の収入により生計を維持するものであって日本国内に住所を有する者をいいます。

共済組合では、被扶養者の病気、負傷、出産、死亡又は災害は、組合員に経済上の負担を課するのみならず、精神的な面、その他多くの面でも組合員に圧迫を加える結果となり、組合員の生活状態に影響を及ぼすこととなるので、共済組合制度の目的から、被扶養者の保険事故についても給付を行うこととしています。

1 被扶養者の認定

被扶養者に係る短期給付を適正に行い、かつ給付事務の円滑化を図るため、被扶養者の要件を備えている者でも、共済組合が被扶養者として認定していなければ、被扶養者に係る給付は行いません。被扶養者の認定要件は、「第5節 1 被扶養者の認定申告手続 (3) 被扶養者の認定要件」(2-19頁)を参照してください。

2 国民年金第3号被保険者に係る届出代行事務

昭和61年4月に改正国民年金法が施行され、20歳から60歳までの全ての国民が国民年金制度に加入し、65歳から老齢基礎年金が支給されることになりました。

したがって、20歳から60歳までの公立学校共済組合の組合員及びその被扶養者である配偶者（以下「被扶養配偶者」という。）もこの制度に加入することとなり、被扶養配偶者は「国民年金第3号被保険者」として、当共済組合を経由して日本年金機構に届け出ることとされています。

なお、国民年金の被保険者は次のとおり区分されています。

第1号被保険者	日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の農林漁業、自営業、学生等の者 【保険料は個別に納める。】
第2号被保険者	共済組合の組合員及び厚生年金保険の加入者 【保険料は、それぞれの被用者年金制度から拠出金として納入するので、個別に納める必要はない。】
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の者 【保険料は、それぞれの被用者年金制度から拠出金として納入するので、個別に納める必要はない。】

第3節 資格確認書等

組合員及び被扶養者は、共済組合から各種の給付を受け、また、福祉事業を利用することができますが、これらの給付を受けるための資格の証明書として、資格確認書が交付されています。

組合員又は被扶養者は、マイナ保険証又は資格確認書を医療機関に提示することによって医療の給付を受けることができるほか、資格確認書又はマイナポータル資格情報画面を提示することで共済組合の宿泊保養施設等を利用することができます。

このように、資格確認書は、組合員及び被扶養者の資格を証明するものであり、重要なものですので、資格確認書の記載内容に変更が生じたときは、速やかに届け出てください。

また、資格確認書の管理には十分注意し、他人に譲渡、貸与することがないようにしてください。

※マイナ保険証については、2-6頁を参照してください。

1 資格確認書等の種類

資格確認書等には次の種類があります。

- (1) 組合員資格確認書 …… 一般組合員、短期組合員のうち、マイナ保険証が利用できない者に交付されます。
- (2) 船員資格確認書 …… 船員一般組合員、船員短期組合員のうち、マイナ保険証が利用できない者に交付されます。
- (3) 任意継続組合員資格確認書 …… 任意継続組合員のうち、マイナ保険証が利用できない者に交付されます。
- (4) 組合員被扶養者資格確認書 …… 一般組合員、短期組合員の被扶養者のうち、マイナ保険証が利用できない者に交付されます。
- (5) 船員組合員被扶養者資格確認書 …… 船員一般組合員、船員短期組合員の被扶養者のうち、マイナ保険証が利用できない者に交付されます。
- (6) 任意継続組合員被扶養者資格確認書 …… 任意継続組合員の被扶養者のうち、マイナ保険証が利用できない者に交付されます。
- (7) 特定疾病療養受療証 …… 特定疾病に係る療養を受けている者で、高額療養費に
〈認定申請手続き3-22頁〉 係る自己負担限度額の認定を共済組合から受けた組合員及び被扶養者に交付されます。
- (8) 限度額適用・標準負担額減額認定証 …… 入院等に係る高額療養費及び入院時食事療養費に係る標準負担額の減額対象の認定を共済組合から
〈認定申請手続き3-9頁〉 受けた組合員及び被扶養者に交付されます。
- (9) 限度額適用認定証 …… 入院・通院等に係る高額療養費について、限度額適用認定を共済組合から受けた70歳未満の組合員又は被扶養者に交付されます。
〈認定申請手続き3-23頁〉
- (10) 高齢受給者証 …… 70歳以上75歳未満の組合員又は被扶養者に交付されます。(有効期間：70歳に達する日の属する月の翌月初日～75歳の誕生日の前日まで)

2 資格確認書等の検認又は被扶養者に係る確認

組合員被扶養者資格確認書、船員組合員被扶養者資格確認書、特定疾病療養受療証、標準負担額減額認定証、限度額適用認定証及び高齢受給者証については、毎年検認を行い、被扶養者の確認等を行います。

この確認を受けないと、被扶養者資格が取消となり資格確認書は使用できなくなります。

3 個人番号（マイナンバー）とオンライン資格確認について

平成28年1月から社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が始まりました。公立学校共済組合においても法令に基づき、組合員及び被扶養者の個人番号を管理しています。

組合員及び被扶養者の資格取得時に提供された個人番号は、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）で保管される個人番号と照合を行い、正確な資格情報の登録に努めています。

提供された個人番号が地方公共団体情報システム機構（J-LIS）で保管される個人番号と一致すると、医療機関等でオンライン資格確認が可能となります。

オンライン資格確認とは、マイナンバーカードのICチップ又は資格確認書に記載された記号番号等により医療機関が組合員及び被扶養者の資格情報をオンラインで確認することをいいます。この仕組みを利用したものがマイナ保険証です。

4 マイナ保険証について

令和6年12月2日に健康保険証の発行が終了し、マイナ保険証（マイナンバーカードを健康保険証として利用する登録をしたもの）を基本とする仕組みに移行しました。

マイナ保険証が利用できない者については、申請により資格確認書を交付します。

なお、マイナ保険証が利用できない者とは、次に掲げる者をいいます。

- ①マイナンバーカードを取得していない者
- ②マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者
- ③マイナ保険証の利用登録解除を申請した者
- ④マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者、マイナンバーカードを紛失した者、更新中の者、返納した者
- ⑤マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が同行して資格確認を補助する必要がある高齢者や障害者（要配慮者）

①～⑤に該当する者で資格確認書が必要な場合は、次により申請してください。

- ①②に該当する者：資格取得時、氏名変更時に組合員申告書、被扶養者申告書により申請
- ③に該当する者：マイナ保険証の利用登録解除申請時に自動交付（資格確認書の交付申請不要）
- ④⑤に該当する者：資格確認書（再）交付申請書（2-99頁）により申請

※資格確認書を紛失、汚（破）損した場合は、資格確認書等紛失届兼再交付申請書（2-67頁）により再交付を申請すること。（2-17頁参照）

マイナンバーカードの保険証利用については、公立学校共済組合のホームページ（マイナンバーカードコーナー：<https://www.kouritu.or.jp/kojinbangocard/index.html>）をご覧ください。

第4節 組合員に関する事務手続

組合員資格の取得・喪失、組合員種別の変更、所属所の異動、住所や指定口座等の変更、資格確認書等の再交付は、次の区分により手続を行ってください。

※ 各手続にかかる書類等の提出先は「提出先一覧」(4-13頁)を参照してください。

※ 人事異動等に伴う資格取得・資格喪失の際の手続例を2-17頁に掲載していますので参考にしてください。

※ 組合員種別の変更とは、一般組合員から短期組合員に変わること、短期組合員から一般組合員に変わることです。

1 組合員の資格取得に関する手続

新規に組合員になったとき、公立学校共済組合の他の支部（以下、他支部という。）又は公立学校共済組合以外の共済組合（以下、他共済という。）から公立学校共済組合福岡支部の組合員になったときは、次表の区分により申告してください。

(1) 提出書類（様式：2-49～2-62・7-37頁）（記入例：2-51・2-61・2-63・7-38頁）

提出書類		組合員資格					年金（一般組合員のみ）			
		組合員申告書 【注6】	辞令の写し又は 人事異動通知書の写し等 【注5】	組合員資格確認書	個人番号記入用紙	被扶養者資格確認書・その他の証 （限度額適用認定証・高齢受給者証等）	年金加入期間等報告書 【注2】	組合員転入届書 【注3】	年金受給権者再就職届書 【注4】	年金証書 【注4】
異動区分 新規		○	○		○		△	△		
転入 （正規の公務員として引き続き勤務する場合）	他支部から	○	○	【注1】	○	【注1】	○	○	△	△
	他共済から	○	○		○		○	○	△	△
再就職 （福岡支部の組合員としての前歴がある場合（前回任用と今回任用について任用関係が引き続かない場合を含む。））		○	○		○		○		△	△

※ ○印は必ず提出を要するもの、△印は該当する場合に提出を要するものです。

また、組合員が資格を取得した時点で、被扶養者の要件を備える者がいる場合は、被扶養者認定申告にかかる書類を同時に提出してください。(2-18頁参照)

【注1】 他支部の資格確認書等は、引き続き福岡支部に転入してきた場合にのみ提出してください。紛失等で提出できない場合、「資格確認書等紛失届兼再交付申請書」(様式：2-67頁)を資格確認書等の代わりに提出してください。なお、前支部で返納済の場合は、その旨を組合員申告書の余白に記入してください。

【注2】 年金加入期間等報告書には「基礎年金番号」を必ず記入し、20歳到達から公立学校共済組合福岡支部の組合員資格取得までの状況について、漏れのないよう記入してください。なお、資格取得時、20歳未満等により年金番号の取得がない場合は提出不要です。(20歳以上の場合は全員必要です。)

【注3】 福岡支部の組合員資格取得前に、引き続き・引き続きないに関わらず、他共済もしくは他支部の前歴がある場合は、組合員転入(異動)届書を提出してください。

(例：国家公務員共済組合⇒共済組合以外の健康保険⇒公立学校共済組合福岡支部)

【注4】 公立学校共済組合に転入した方や再就職した方の中で、共済組合の年金の受給権がある方は、「年金受給権者再就職届書」及び「年金証書」(原本)を公立学校共済組合福岡支部年金係に直接提出してください。

【注5】 原則「辞令の写し」又は「人事異動通知書の写し」を提出してください。ただし、辞令が提出時に届いていない場合は「任用についての証明書」(2-56頁)を辞令の写し等の代わりに提出してください。(この場合、辞令の写し等の後日提出は不要)

【注6】 組合員申告書に記載できる銀行口座は、福岡銀行のみとなります。

資格取得時に福岡銀行の口座を持っていない場合は、新規開設をお願いします。

また、長期間利用が無かったことにより口座が自動解約された場合は、再度口座を開設していただく必要がありますので、御注意ください。

2 引き続き任用され、組合員番号又は組合員種別が変更となったときの手続

次表の区分により申告してください。

(1) 提出書類 (様式: 2-49~2-50頁)

提出書類 異動区分			組合員資格							年金
			組合員申告書	組合員資格確認書	辞令の写し又は 人事異動通知書の写し等	任用書類の写し	出勤簿の写し等	被扶養者資格確認書・その他の証 (限度額適用認定証・高齢受給者証等)	国民年金第3号被保険者関係届	年金加入期間等報告書
(例)	組合員番号	組合員種別	【注3】	【注2】	【注2】	【注2】				
A	変更あり	変更なし	○	○	○			△		
B	変更なし	変更あり	○		○	△	△		△	
C	変更あり	変更あり	○	○	○	△	△	△	△	
D	変更なし	変更なし	△ 【注4】		△ 【注4】	△ 【注4】				

※書類は異動後の所属所から提出してください。

【注1】年金の手続きについては「2-2 引き続き任用され、組合員種別が変更となったときの手続 (年金)」(2-11頁)を参照してください。

【注2】フルタイム会計年度任用職員で、短期組合員から一般組合員へ種別変更となる場合、次のアからウまでの書類を併せて提出してください。

- ア 辞令の写し等 (引き続き13月以上の任用が確認できるもの)
- イ 任用書類の写し (引き続き13月以上の任用期間において常勤の職員と同様の勤務実態であることが確認できるもの)
- ウ 任用期間の出勤簿の写し (12月までの任用期間において月18日以上勤務したことが確認できるもの)

※フルタイム会計年度任用職員のうち、常時勤務を要した日が18日以上ある月が引き続き12月を超えるに至った場合、一般組合員へ種別変更となります。

会計年度任用職員の資格取得については、「会計年度任用職員の組合員種別変更に関する手続について」(令和5年10月5日5公共福給第87号支部長通知)を参照してください。

1 対象となる組合員

次の（１）又は（２）のいずれかに該当する短期組合員であって、２の要件を満たす者

なお、令和４年10月１日以降に任用された者だけでなく、令和４年10月１日以前に任用された者も対象となること。

（１）フルタイム会計年度任用職員

（２）常勤職員に定められている勤務時間により勤務するパートタイム会計年度任用職員

2 長期給付の適用要件について

（１）引き続き短期組合員の期間が12月を超えるに至った者は、13月目の初日から一般組合員となること。

（２）引き続き短期組合員の期間が12月を超えるに至った者とは、次のア及びイのいずれにも該当していること。

ア 常勤職員に定められている勤務時間により勤務した日が1月間につき18日（1月間の常勤職員に定められている勤務日数（地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条の2第1項の規定に基づく条例で定める地方公共団体の休日の日数は参入しない。）が20日に満たない日数の月の場合、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。（※）以上であること。

※ 2月のように、休日以外の勤務日が20日以内となる場合を想定したもの。例えば、2月の休日以外の勤務日が「18日」であった場合、「18日-（20日-18日）＝16日」となり、「16日」あれば当該月は要件を満たすことになる。

イ 12月を超えるに至った日以後、引き続き当該勤務時間により勤務している者

（令5.10.5 5公共福給第87号）

【注3】紛失等で提出できない場合、「資格確認書等紛失届兼再交付申請書」を併せて提出してください。（様式：2-67頁）

【注4】フルタイム又はパートタイム会計年度任用職員が引き続き任用され、所属所が変更となったときに提出してください。

（変更例）

A. 組合員番号のみの変更

福岡県 ⇒ 福岡市・北九州市 ， 福岡市・北九州市 ⇒ 福岡県

北九州市 ⇒ 福岡市 ， 福岡市 ⇒ 北九州市 など

B. 組合員種別のみの変更

・一般組合員から短期組合員へ変更

正規職員・再任用フルタイム ⇒ 再任用短時間 など

・短期組合員から一般組合員へ変更

臨時的任用常勤講師（産休代替） ⇒ 任期付常勤講師（育休代替）

フルタイム会計年度任用職員（13月未満） ⇒ （13月以上） など

C. 組合員番号および種別の変更

共済適用の臨時的任用常勤講師 ⇒ 正規職員・再任用フルタイム

正規職員・再任用フルタイム ⇒ 共済適用の臨時的任用常勤講師

D. 所属所のみの変更

共済適用の非常勤講師 A所属所 ⇒ 共済適用の非常勤講師 B所属所

2-2 引き続き任用され、組合員種別が変更となったときの手続（年金）

(1) 短期組合員から一般組合員へ変わったとき

次の区分に応じて、「1 組合員の資格取得に関する手続」(2-7頁)の提出書類を提出してください。

ア 初めて一般組合員となった場合 → 「新規」の提出書類

イ 他支部又は他共済において一般組合員であったことがある者が福岡支部で一般組合員となった場合 → 「転入」の提出書類

ウ 福岡支部で一般組合員であったことがある場合 → 「再就職」の提出書類

(2) 一般組合員から短期組合員へ変わったとき

「4 組合員資格の喪失に関する手続」(2-13頁)の提出書類を提出してください。

なお、老齢厚生年金の受給開始年齢に達している組合員は「老齢厚生年金の改定手続」が必要となるため、福岡支部年金係までお問い合わせください。

3 新たな任用期間の開始日までに空白期間があるときの手続（任用関係が引き続き場合）

前回任用と今回任用の間に空白期間がある場合について、任用関係が引き続くかどうかは任命権者の判断となります。任用関係が引き続かない場合は、資格喪失手続及び資格取得手続が必要となりますので、「1 組合員の資格取得に関する手続」(2-7頁)及び「4 組合員資格の喪失に関する手続」(2-13頁)を御確認ください。

前回任用と今回任用について任命権者が事実上、任用関係が中断することなく継続していると認める場合は、次表の区分により申告してください。

(1) 提出書類

提出書類 異動区分		組合員資格							年金
		組合員申告書	組合員資格確認書	前回任用の人事異動通知書の写し等	前回任用の辞令の写し又は 今回任用の辞令の写し又は 今回任用の人事異動通知書の写し等	任用期間継続に関する申立書	被扶養者資格確認書・その他の証 (限度額適用認定証・高齢受給者証等)	国民年金第3号被保険者関係届	年金加入期間等報告書
組合員番号	組合員種別		【注3】			【注2】			
変更あり	変更なし	○	○	○	○	○	△		
変更なし	変更あり	○		○	○	○		△	【注1】
変更あり	変更あり	○	○	○	○	○	△	△	【注1】
変更なし	変更なし	△ 【注4】		○	○	○			

※○印は必ず提出を要するもの、△印は該当する場合に提出を要するものです。

※組合員番号・組合員種別の変更例については、2-10頁をご確認ください。

【注1】年金関係の提出書類は「2-2 引き続き任用され、組合員種別が変更となったときの連続（年金）」（2-11頁）を御確認ください。

【注2】「任用期間継続に関する申立書（2-57頁）を使用してください。なお、提出については任命権者の通知に従ってください。任命権者により、作成機関及び提出先が異なります。」

【注3】紛失等で提出できない場合、「資格確認書等紛失届兼再交付申請書」（様式：2-67頁）を提出してください。

【注4】組合員がフルタイム又はパートタイム会計年度任用職員の場合であって、所属所が変更となる場合は、組合員申告書を併せて提出してください。

【注意】
 前回の任用と今回の任用に空白期間がある場合で資格を継続する場合は、任命権者の申立書が必要となるのでご注意ください。

4 組合員資格の喪失に関する手続

退職したとき、公立学校共済組合福岡支部から他支部又は他の共済組合の組合員になったときは組合員の資格を喪失しますので、次表の区分により申告してください。

なお、資格喪失日とは、資格確認書等が使用できなくなる初日（＝退職日等の翌日）となります。

(1) 退職の場合 提出書類（様式：2-49～2-50・7-32～7-33頁）〈記入例：2-52頁〉

提出書類 異動区分	組合員資格				年金（一般組合員のみ）		
	組合員申告書 【注1】	組合員資格確認書 【注2】	辞令の写し又は 人事異動通知書の写し 【注3】	被扶養者資格確認書・その他の証 （限度額適用認定証・高齢者複員証等）	退職届書	履歴書（A4） 【注4】	履歴証明願 【注4】
任意継続組合員になる	所属所からの提出は不要【注5】				○	○	△
任意継続組合員にならない	○	○	△	△	○	○	△
フルタイム再任用となり、組合員資格が引き続く	手続不要。フルタイム再任用の方は、引き続き在職中の資格確認書等を使用します。						

※○印は必ず提出を要するもの、△印は該当する場合に提出を要するものです。

【注1】 組合員が死亡した場合、埋葬料を請求する方が手続を行ってください。

※埋葬料の手続・・・3-33頁参照

【注2】 紛失等で提出できない場合、「資格確認書等紛失届兼再交付申請書」（様式：2-67頁）を提出してください。

【注3】 任期満了に伴う資格喪失の場合のみ任期末日の記載がある辞令の写しを提出してください。
（定年退職・自己都合退職の場合は提出不要）

【注4】 履歴書は、退職日までの履歴を記載し、所属所長の奥書証明を受けてください。履歴書の部数及び履歴証明願の提出については、退職者の年齢や所属所等によって変わりますので、不明な場合は当支部（年金係）までお問い合わせください。

【注5】 任意継続組合員となる場合は、組合員申告書（資格喪失届）の所属所からの提出は不要です。資格確認書やその他福岡支部が発行している証は、任意継続組合員加入の手続の際に組合員本人が返納することとなります。

※任意継続組合員の加入手続・・・4-5頁参照

【注意】
 喪失手続の際に資格確認書等の返却漏れが多く見受けられます。喪失手続の際には資格確認書(被扶養者資格確認書)を添付し返却してください。

(2) 転出（一般組合員または短期組合員として引き続き勤務）の場合

提出書類（様式：2-49～2-50・2-64頁）〈記入例：2-52・2-65頁〉

提出書類 異動区分	組合員資格			年金（一般組合員のみ）		
	組合員申告書	組合員資格確認書	被扶養者資格確認書・その他の証 <small>（限度額適用認定証・高齢受給者証等）</small>	組合員転出届書	履歴書（A4・3部） 【注2】	履歴証明願 【注2】
他支部へ	○	○ 【注1】	○ 【注1】	○	○	○
他共済へ	○	○	△	○	○	○

※○印は必ず提出を要するもの、△印は該当する場合に提出を要するものです。

※転出の場合で年金書類が必要となるのは、組合員種別が福岡支部の一般組合員⇒転出先の一般組合員の場合のみです。

【注1】他支部へ異動する場合は、資格確認書等は福岡支部に返却してください。なお、諸事情により異動先で返却する場合は、異動先の支部名を組合員申告書の余白に記入してください。

【注2】履歴書は、(割愛)退職日までの履歴を記載してください。所属所保管の履歴書の写し(A4)を3部用意し、うち1部に所属所長の奥書証明を受けてください。

履歴証明願の必要な書類の欄は、ア（任命権者の証明のある履歴書）を○で囲んでください。

(3) 留意事項

ア 組合員資格確認書と併せて、被扶養者資格確認書・限度額適用認定証・高齢受給者証など公立学校共済組合福岡支部が発行している証については、全て返納していただきます。紛失等で返納できない場合、「資格

確認書等紛失届兼再交付申請書」(様式:2-67頁)を併せて提出してください。

イ 組合員申告書の所属所受付日及び所属所長の証明日、組合員転出(異動)届書の証明日、履歴書の所属所長の奥書証明の日については、退職日以降の日付で証明をお願いします。

ウ 資格喪失日以後、資格確認書等を使用して診療等を受けた場合には、共済組合が医療機関に支払った全額を返還していただくこととなります。

エ 組合員資格喪失後も、給付金の支給が行われる場合がありますので、半年程度は銀行口座を解約しないようにお願いします。

5 組合員が後期高齢者医療制度に加入する場合の手続

組合員が次の(1)又は(2)に該当したときは、後期高齢者医療制度の被保険者となるため、当共済組合の短期給付制度に関する資格を喪失します。(被扶養者がいる場合は、被扶養者の資格も同時に喪失します。)該当した場合は、下記ア、イのうち、該当する書類を提出してください。

- (1) 組合員が75歳に達したとき
- (2) 65歳以上75歳未満の組合員で後期高齢者医療広域連合による障害認定を受けたとき

【提出書類】

ア 上記(1)に該当したとき(公立学校共済組合福岡支部へ直接返還してください。)

- ① 資格確認書等(被扶養者資格確認書・限度額適用認定証・高齢受給者証など公立学校共済組合福岡支部が発行している証については、全て返納してください。)

イ 上記(2)に該当したとき

- ① 組合員申告書(資格喪失届) (様式:2-49~2-50頁) (記入例:2-52頁)
- ② 後期高齢者医療被保険者証の写し
- ③ 資格確認書等(被扶養者資格確認書・限度額適用認定証・高齢受給者証など公立学校共済組合福岡支部が発行している証については、全て返納してください。)

6 後期高齢者医療制度に加入する者を新たに任用する場合の手続

後期高齢者医療制度の被保険者である者を新たに任用する場合は、次により手続を行ってください。

(1) 任用開始時

- ア 組合員申告書（資格取得届）… 一般組合員の場合、組合員種別は「後期高齢」と記入すること
短期組合員の場合、組合員種別は「後期短期」と記入すること

イ 辞令の写し等

ウ 年金加入期間等報告書：一般組合員の場合。転入の場合は併せて転入届書も必要。

エ 個人番号記入用紙

※後期高齢者医療制度に加入している者には、資格確認書は交付されません。

(2) 任用終了時

ア 組合員申告書（資格喪失届）

イ 辞令の写し等

7 住所や氏名等の変更手続

共済組合に届け出ている事項を変更又は訂正するときは、次の書類を提出してください。

提出書類 変更内容	組合員申告書	組合員資格確認書	被扶養者資格確認書	限度額適用認定証・ 高齢受給者証・ 特定疾病療養受療証等	個人番号記入用紙	被扶養者申告書
氏名変更【注1】	○	○	△ 【注2】	△ 【注4】		△ 【注3】
住所変更	○			△ 【注4】		△ 【注5】
生年月日の訂正	○	○		△ 【注4】		
指定口座の変更	○ 【注6】					
個人番号の変更	○				○	

※○印は必ず提出を要するもの、△印は該当する場合に提出を要するものです。

【注1】 組合員氏名の変更に伴い、共済組合へ登録している口座名義が自動的に変更となりますので、銀行窓口で口座の名義変更のお手続を速やかに行ってください。

【注2】 組合員のみが改姓した場合で、被扶養者として認定されている者に資格確認書が発行されている場合は、被扶養者資格確認書も併せて提出してください。

【注3】被扶養者も改姓する場合は、被扶養者申告書（変更届）も提出してください。（被扶養者の変更手続2-47頁参照）

【注4】該当する証の交付を受けている場合は、併せて提出してください。

【注5】組合員のみ転居に伴い、被扶養者が同居から別居（または別居から同居）となる場合は、被扶養者申告書（変更届）と被扶養者の世帯全員の住民票の写しも提出してください。（被扶養者の変更手続2-47頁参照）

【注6】指定口座を変更するときは、電算処理の関係上、変更前の指定口座は3か月程度解約しないでください。

8 資格確認書等の再交付申請手続

資格確認書等を紛失したとき、住所欄の余白がなくなったとき、汚（破）損したときは、次の書類を提出してください。

- ① 資格確認書等紛失届兼再交付申請書（様式：2-67頁）
- ② 資格確認書等（住所欄の余白がなくなったときもしくは汚（破）損したときのみ）
- ※ 資格確認書等…資格確認書、限度額適用認定証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証など

【参考】人事異動に伴う資格喪失・資格取得手続例

		今回の任用								
		正規職員	任期付職員	臨時的任用	会計年度パート	会計年度フル		再任用フル	再任用パート	
						13月未満	13月以上			
前回の任用	任用なし	資格取得（一般）	資格取得（一般）	資格取得（短期）	資格取得（短期）	資格取得（短期）		資格取得（一般）	資格取得（短期）	
	正規職員	×	番号変更	種別変更（一般→短期） 番号変更	種別変更（一般→短期） 番号変更	種別変更（一般→短期） 番号変更		×	種別変更（一般→短期）	
	任期付職員	番号変更	×	種別変更（一般→短期）	種別変更（一般→短期） 番号変更	種別変更（一般→短期） 番号変更		番号変更	種別変更（一般→短期） 番号変更	
	臨時的任用職員	種別変更（短期→一般） 番号変更	種別変更（短期→一般）	×	（番号変更） （異動届）	番号変更		種別変更（短期→一般） 番号変更	番号変更	
	会計年度パートタイム	種別変更（短期→一般） 番号変更	種別変更（短期→一般） 番号変更	番号変更	（異動届）	番号変更		種別変更（短期→一般） 番号変更	番号変更	
	会計年度フルタイム	13月未満	種別変更（短期→一般） 番号変更	種別変更（短期→一般） 番号変更	番号変更	番号変更	（異動届）	種別変更（短期→一般）	種別変更（短期→一般） 番号変更	番号変更
		13月以上	番号変更	番号変更	種別変更（一般→短期） 番号変更	種別変更（一般→短期） 番号変更		（異動届）	番号変更	種別変更（一般→短期） 番号変更
	再任用フルタイム	×	番号変更	種別変更（一般→短期） 番号変更	種別変更（一般→短期） 番号変更	種別変更（一般→短期） 番号変更		×	種別変更（一般→短期）	
再任用パートタイム	種別変更（短期→一般）	種別変更（短期→一般） 番号変更	番号変更	番号変更	番号変更		種別変更（短期→一般）	×		

○ 各手続は下記のとおり

- 資格取得（一般） } ⇒ 「1 組合員の資格取得に関する手続（新規）」（2-7頁）
- 資格取得（短期） }
- 種別変更（一般 → 短期） } ⇒ 「2 引き続き任用され、組合員番号または組合員種別が変更となったときの手続」（2-9頁）
- 種別変更（短期 → 一般） }
- 番号変更 } ⇒ 「2-2 引き続き任用され、組合員種別が変更となったときの手続（年金）」（2-11頁）
- 異動届 }

第5節 被扶養者に関する事務手続

被扶養者の認定、取消、届出事項の変更等が生じた場合、次の区分により手続を行ってください。

1 被扶養者の認定申告手続

(1) 申告について

新たに組合員となった者で被扶養者の要件を備える者がいるとき、又は既に組合員である者に新たに被扶養者の要件を備える者が生じたときは、次の区分により申告してください。被扶養者の認定における事実発生年月日は次のとおりとなります。

認定理由		事実発生年月日
新たに組合員となった (組合員資格取得時に被扶養者としての要件を備えている場合)		新たに組合員となった日
婚姻		婚姻日
出生		出生日
所得の減少		離職日(退職日)の翌日
		確定申告をした日
		年金の額改定通知書を受領した日
		雇用保険支給終了日の翌日 雇用契約変更日【注】
被扶養者の変更	離婚(協議)	離婚届出日の翌日
	離婚(調停)	調停成立日の翌日
	扶養者の死亡	死亡日の翌日
	扶養者の所得の減少	新たに扶養協議した日
被扶養者の帰国等		国内居住要件を満たした日
所得判定基準額の変更 (1年間の収入見込額が130万以上180万未満の者が、60歳の誕生日を迎えた場合)		60歳に達した日(誕生日の前日)
		障害年金に係る障害程度の結果通知等を受領した日

【注】再度の認定について

パート・アルバイトなど月の収入額が一定でない者が3か月連続超過、または12月の期間における収入累計額超過により取消となった後、再度の認定が可能となるのは、雇用条件の変更等により向こう1年間の収入見込み額が基準年額未満(2-23頁)となることが確実と認められる時です。具体的には、雇用条件の変更日、又は、

月の認定基準額を3か月連続で下回った時（事実発生年月日は4か月目の初日）となります。

ただし、60歳到達により認定基準額が変わり、60歳に達した日の属する月から過去3か月の収入が変更後の認定基準額未満である場合、前回取消から3か月間を空けることなく、60歳に達した日を事実発生日として、再認定することができます。

(2) 認定日

認定日は、事実発生年月日から30日以内に「被扶養者申告書」により所属所長に届出があった場合は、事実発生年月日とします。ただし、当該届出が30日を過ぎて行われた場合には、申告書を所属所で受け付けた日となります。

【注】30日の起算日

30日の起算日は、事実発生年月日の翌日となります。

ただし、期間が午前零時から始まる場合は事実発生日が起算日となります。

【例1】5月1日に出生した子供を被扶養者として認定申告する場合の起算日

→ 事実発生日：5月1日

30日の起算日：5月2日

【例2】4月30日に退職した配偶者を被扶養者として認定申告する場合の起算日

→ 事実発生日：5月1日

30日の起算日：5月1日

【注意】

被扶養者の認定は、事実発生日から30日以内に申告書等を提出しないと、認定日が遅れることとなり、被扶養者に不利益が生じます。

提出が遅れないように特に注意してください。

(3) 被扶養者の認定要件

①組合員と一定の身分関係にある者で、②組合員による生計維持があり、③日本国内
に住所を有する者は、被扶養者として認定することができます。被扶養者の認定要件は次のとおりです。

① 組合員と一定の身分関係

次に掲げる者で75歳未満の者（ただし、65歳以上の者で後期高齢者医療制度における一定の障害の認定を受けた者を除く。）

ア 組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

イ 組合員の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

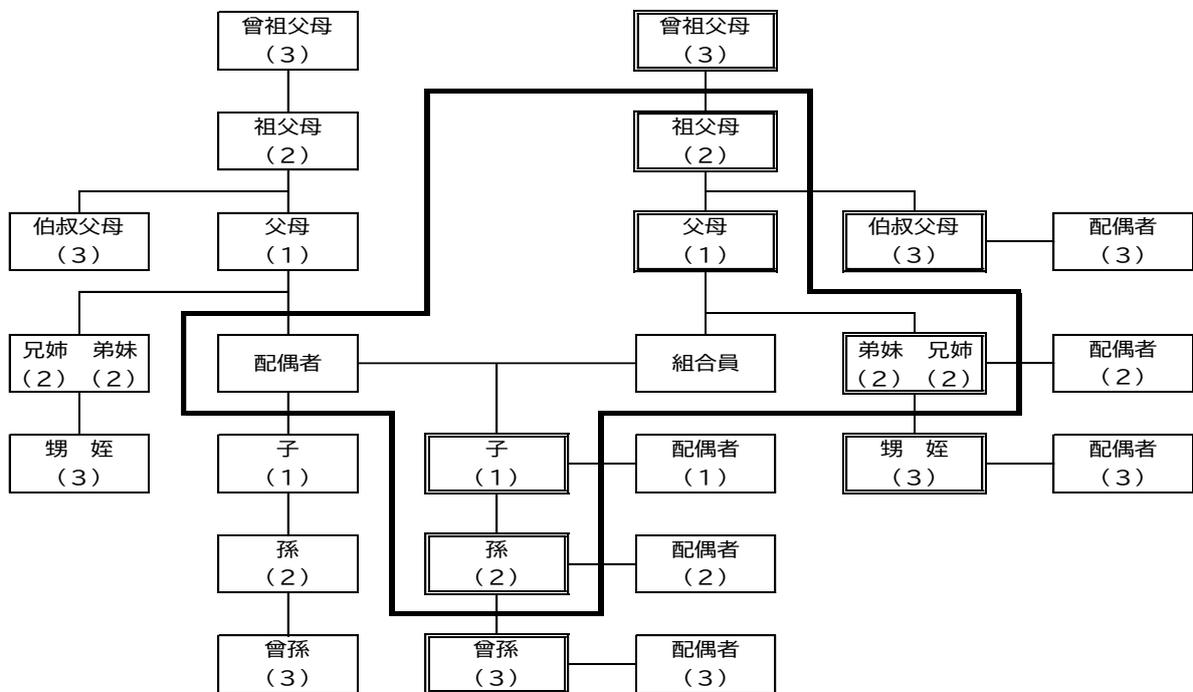
（注）「子」とは実子・養子、「父母」とは実父母・養父母、「孫」とは実子の実子・実子の養子・養子の実子・養子の養子、「祖父母」とは実父母の実父母・実父母の養父母、養父母の実父母・養父母の養父母、「兄弟姉妹」とは実父母の子である兄弟姉妹、養子にとって養父母の子である兄弟姉妹をいう。

ウ 組合員と同一世帯に属する三親等内の親族で、ア及びイに掲げる者以外の者

エ 組合員と同一世帯に属する事実上の婚姻関係にある組合員の配偶者の父母及び子並びに配偶者の死亡後における父母及び子で、組合員と同一世帯に属する者

（注）「組合員と同一世帯に属する」とは、組合員と生計を共にし、かつ、同居している場合をいう。

【三親等内の親族図】



【注】 は血族を表し、 は姻族を表し、() 内の数字は親等を表す。

また、 で囲った部分は給与法上の扶養親族を表し、 圏外の親族は、組合員と生計を共にし、かつ、同居を要する者を表す。

② 組合員による生計維持

主として組合員の収入により生計を維持する者をいいます。

よって、次に掲げる者は被扶養者として認定できません。詳細は2-23頁の「～主として組合員の収入により生計を維持する者の判定について～」を参照してください。

- ア ①60歳以上の者又は60歳未満で障害を支給事由とする公的年金の受給者若しくは当該年金の受給要件に該当する程度の障害のある者で、当該年金を含む所得を合算した額が180万円以上である者
- ②①及び組合員の配偶者以外で、その年の12月31日時点の年齢が19歳以上23歳未満の者であり、かつ年額150万円以上の所得がある者
- ③①②以外で、年額130万円以上の所得がある者
- イ 共済組合（法律に基づく共済組合で短期給付に相当する給付を行うものの全てをいう。）の組合員
- ウ 健康保険の被保険者
- エ 船員保険の被保険者
- オ その者について当該組合員以外の者が一般職の職員の給与等に関する法律（一般職給与法）第11条第1項の規定に相当する給与条例の規定による扶養手当又はこれに相当する手当を地方公共団体、国その他から受けている者
- カ 組合員が他の者と共同して同一人を扶養する場合において、社会通念上その組合員が主たる扶養者でない者

③ 日本国内に住所を有するもの

住民基本台帳に住民登録されているかどうか（住民票があるかどうか）で判断し、住民票が日本国内にある者は原則、国内居住要件を満たすこととなります。このため、例えば、当該被扶養者が一定の期間を海外で生活している場合も、日本に住民票がある限りは、原則として国内居住要件を満たすこととなります。ただし、住民票が日本国内にあっても、海外で就労しており、日本で全く生活していないなど、明らかに日本での居住実態がないことが判明した場合は、被扶養者として認められません。

なお、以下の者は例外として、日本国内に住民登録がないとしても、日本国内に生活の基礎がある者として、取扱うことができます。

- ア 外国に一時的に留学をする学生
- イ 外国に赴任する組合員に同行する者
- ウ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者（ビザに有効期限がある渡航、ワーキングホリデーなど）
- エ 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、イと同等と認められるもの
- オ アからエまでに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

【注意】

被扶養者の認定要件は、扶養手当の認定要件と一部異なります。本手引きで確認してください。

特に、主たる生計維持者の判定は「2-23頁」以降、認定申告に必要な提出書類は「2-33頁」以降に記載していますので、確認し、誤りがないようにしてください。

～主として組合員の収入により生計を維持する者の判定について～

主として組合員の収入により生計を維持する者の認定にあたっては、認定を受けようとする者の収入、生計維持の実態、扶養義務者の収入等により総合的に判断します。

I 所得について

共済組合法に基づく「所得」とは、所得税法上の所得とは関係なく、将来にわたって見込まれる恒常的な収入（退職手当、不動産の売渡し金等の一時的な収入や、過去における収入は含まない。）の全てを合算した額をいい、現況により推測します。

【扶養対象者の認定基準額】

	①②以外の者	① ②以外で19歳以上23歳未満の者（※1）	② 60歳以上の者又は60歳未満で障害を支給事由とする公的年金の受給者又は受給要件に該当する程度の障害のある者（※2）
基準年額	130万円未満	150万円未満	180万円未満
基準月額	108,334円未満 (130万円÷12月)	125,000円未満 (150万円÷12月)	15万円未満 (収入月額+最新の年金額(年額)÷12)
基準日額(雇用保険の(※3)基本手当の日額等)	3,612円未満 (130万円÷360日)	4,167円未満 (150万円÷360日)	5,000円未満 (180万円÷360日)

※1 組合員の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）を除きます。

また、年齢はその年の12月31日時点の年齢で判定します。

※2 現に障害年金を受給していない者（併給調整等による支給停止）を含みます。

※3 法令や条例に基づく「失業者の退職手当」は雇用保険の取扱いに準じた取扱いとなります。

(所得の種類)

所得の種類には、給与収入・年金・個人年金・事業所得・農業所得・資産所得・傷病手当金・研究奨励金・訓練手当・奨学金・修習資金・雇用保険の給付金・利子配当・株等の譲渡収入などがあります。また、その他恒常的に支給されるものがある場合は収入となります。

ア 給与収入

手当、交通費等を含めた総支払金額を所得額とし、収入月のとらえ方は支給月ではなく、勤務月で考えること。

(ア) 常勤で雇用期間の定めがない者等については、月額及び賞与等により年額を算定します。なお、賞与は各月に割り振らず、支給月の収入として考えます。

(イ) 雇用期間が3か月未満の期間であることが当初から明らかであるアルバイト等は、その月収が基準

月額以上であっても、基準年額以上となるまでの間は認定できます。

- (ウ) 基準月額以上となる月が3か月以上継続することがあらかじめ見込まれる場合は、雇入れの日から認定取消となります。
 - (エ) 月額所得が変動する場合において、認定基準月額以上とならないことが恒常的であると見込まれるときは、一時的に基準月額以上となっても、3か月連続で基準月額以上となるか、基準年額以上となるまでの間は認定できます。なお、3か月連続で認定基準月額以上となった場合は4か月目の初日で認定取消となります。
 - (オ) 収入超過（見込みを含む）で認定取消となった場合、退職や雇用条件の変更等著しく異なる事情により恒常的に基準月額を下回ることが確実と認められるときに再認定ができます。（2-18頁【注】参照）
- 【注】 交通費、通勤手当も収入に含めるなど、扶養手当の基準とは異なるため注意すること。

イ 年金等

(ア) 公的な年金に該当するものの例として、次に掲げる法律に基づき支給される年金給付があります。

- | | |
|--------------------|------------------|
| ① 恩給法 | ⑦ 労働者災害補償保険法 |
| ② 退職年金条例 | ⑧ 独立行政法人農業者年金基金法 |
| ③ 戦傷病者戦没者遺族等援護法 | ⑨ 予防接種法 |
| ④ 公害健康被害の補償等に関する法律 | ⑩ 厚生年金保険法 |
| ⑤ 国家公務員災害補償法 | ⑪ 国民年金法 |
| ⑥ 地方公務員災害補償法 | |

(イ) 生命保険契約等に基づく個人年金及び貯蓄型（財形年金等）の個人年金等については、公的な年金等と同様一定期間掛金を支払った後、老後の生活資金として受け取るものであることから、税法上の取扱いとは異なり、必要経費等を控除することなく年間の支給額をもって恒常的な所得の額とします。

Q&A

Q：被扶養者でない母（年金受給者、70歳）は、年金の減額改定により年金額が認定基準を下回ることとなり、被扶養者としての基準を満たすこととなった。この場合はどの時点をもって被扶養者として認定するのか。

A：増額改定の取扱いに準じ、当該年金受給者が減額改定通知書を受領した日を被扶養者としての要件を満たす日として取り扱います。

ウ 事業所得、農業所得、資産所得等

事業所得等については、総収入から当該所得を得るために真に必要と認められる経費（所得税法上、認められる経費とは一致しない。）を控除して年額を算出します。

なお、共済組合が必要経費として認める科目は原則として次のとおりです。

【注意】

事業所得、農業所得などがある場合は、所得税法上の所得の計算方法と異なるので特に気を付けてください。

また、この場合、最新の確定申告の写し（収支内訳書を含む）も提出する必要があるため、提出書類を2-33頁以降で確認し、誤りがないようにしてください。

必要経費として認められるもの・・・○ 認められないもの・・・×

事業所得				不動産所得				農業所得										
売	上	原	価	○	給	料	賃	金	○	雇	入	費	○					
給	料	賃	金	○	減	価	償	却	費	×	小	作	料	・	賃	借	料	○
外	注	工	賃	○	貸	倒	金	○	減	価	償	却	費	×				
減	価	償	却	費	×	地	代	家	賃	○	貸	倒	金	○				
貸	倒	金	○	借	入	金	利	子	×	利	子	割	引	料	×			
※	地	代	家	賃	×	租	税	公	課	×	租	税	公	課	×			
利	子	割	引	料	×	損	害	保	険	料	×	種	苗	費	○			
租	税	公	課	×	修	繕	費	○	素	畜	費	○						
荷	造	運	賃	○	雑	費	×	肥	料	費	○							
※	水	道	光	熱	費	×			飼	育	費	○						
※	旅	費	交	通	費	×			農	具	費	○						
※	通	信	費	×			農	業	衛	生	費	○						
広	告	宣	伝	費	×			諸	材	料	費	○						
接	待	交	際	費	×			修	繕	費	○							
損	害	保	険	料	×			動	力	光	熱	費	○					
※	修	繕	費	×			作	業	用	衣	料	費	○					
消	耗	品	費	○			農	業	共	済	掛	金	×					
福	利	厚	生	費	×			荷	造	運	賃	手	数	料	○			
雑	費	×					土	地	改	良	費	○						
							雑	費	×									

【注1】 事業所得において、地代家賃、水道光熱費、通信費、修繕費については自宅と事業所が別々であれば控除可。

【注2】 組合員の妻又は両親等が事業、農耕等に従事しているが、その所得が組合員名義になっている場合は、名義上の所得の帰属にかかわらず、実態を把握し、所得が誰に帰属するかにより判定します。

【注3】 旅費交通費は、社会通念上、明らかに必要と認められる経費のみ控除可。（控除する場合は別途資料（領収書など）の提出が必要となります。通勤手当相当分は控除不可）

Q&A

Q：被扶養者の事業所得に係る経費の控除について、青色申告控除や専従者控除は必要経費として認められるか。また、基準年額以上となった時には、いつの時点から取り消すのか。

A：事業所得は、認定しようとする者の年間における恒常的収入の総額から、その所得を得るために社会通念上明らかに必要と認められる経費（その費用なしには事業が成り立たないと認められる経費）に限り、その実額を控除できます。所得税法による必要経費とは必ずしも一致しないので注意してください。なお、青色申告控除や専従者控除は確定申告で必要経費と認められていますが、実際の経費ではありませんので必要経費として認められません。

また、事業所得が基準年額以上となった時点については、その把握は困難であるので、確定申告を行った日（紙による申請の場合は、税務署の受付年月日、電子申請の場合は提出年月日）又は郵送の場合は郵送日をもって、被扶養者の取消しを行います。ただし、確定申告期間外に確定申告を行った場合は、確定申告期間の初日をもって、被扶養者の取消しを行うこととなります。

エ 傷病手当金

オ 日本学術振興会特別研修員に支給される研究奨励金

カ 職業訓練校に入校したときに支給される訓練手当

キ 生活費として支給される奨学金

ク 司法修習生に給付される給付金及び貸与される修習資金

ケ 雇用保険

- (ア) 基準日額以上となった場合、支給期間の当初から認定取消しとなります。
- (イ) 待機期間及び給付制限期間は、被扶養者として認定できます。
- (ウ) 特例一時金、高齢求職者給付金、再就職手当は一時的な所得であるので、所得には含みません。
- (エ) 法令や条例に基づく「失業者の退職手当」は雇用保険に準じた取扱いとなります。

Q&A

Q1：雇用保険法による基本手当は、恒常的な所得に該当するか。

A 1：雇用保険の基本手当は恒常的な所得です。基本手当の日額が認定基準日額3,612円（130万円÷360日。配偶者以外で19歳以上23歳未満は4,167円。60歳以上は5,000円。）以上である場合は、基本手当の給付日数に関わらず、被扶養者として認定できません。なお、雇用保険法による給付のうち、高齢求職者給付金、特例一時金、再就職手当は一時的な所得に該当します。

Q 2：被扶養者が雇用保険を受給するようになったが、このまま何も手続はしなくてよいのか。

A 2：離職後、雇用保険が支給されるようになるまでの期間（待期間）及び給付制限期間は、被扶養者として認定できますが、被扶養者に雇用保険が支給されるようになった場合、その給付日額が問題となります。

もし、給付日額が認定基準日額以上であれば、受給期間中は被扶養者として認定できないため、認定取消しの手続が必要となります。なお、この場合は雇用保険支給終了後に就職等をしていなければ、再度被扶養者として認定することができます。

コ 利子配当

各種配当金等で年に1回程度支給されるものであっても、恒常的に支給される場合は所得に該当します。

サ 株等の譲渡収入

(ア) 譲渡収入とは、譲渡価額から取得価額を差し引いた金額をいいます。

$$\text{譲渡収入} = (\text{譲渡価額} - \text{取得価額})$$

(イ) 確定申告の際に使用する書類など1年間の取引結果がわかるもので確認し、確定申告を行った日を取消日及び再認定日とします。

(ウ) 新規認定者が株等を保有している場合は、前年の譲渡収入により判断します。

(エ) 保有している株等を全て譲渡した場合、一時的な所得とみなします。ただし、複数回行われている場合、一時的な所得とはみなしません。

(オ) 株等の保有し続けている間に譲渡収入が発生する場合、取引回数に関係なく恒常的な所得とみなします。

(カ) 株等の譲渡収入がマイナスとなった場合、株等の譲渡収入については0（ゼロ）とします。（当該被扶養者に他の所得があった場合、通算しません。）

(キ) 株等の譲渡収入で損失があり、翌年以降に繰越できる損失については考慮せず、あくまで当年の譲

渡収入で判断します。

- (ク) 特定口座で株等を取引きする場合（本人の確定申告不要の場合）は、翌年1月に各証券会社等から発行される「特定口座年間取引報告書」により収入を確認します。この場合、「特定口座年間取引報告書」の受領日を取消日及び再認定日とします。

シ その他恒常的に支給されるもの

II 夫婦共同扶養について

夫婦ともに被用者保険の被保険者で、その夫婦に扶養される者（子供・両親など）がいる場合の認定は、次のとおりとなります。

ア 配偶者が組合員でない場合（ウを除く。）

夫婦双方の年間収入（過去の収入、現時点の収入及び将来の収入から見込んだ今後1年間の収入（※））を比較し、組合員の年間収入が多い場合、又は同程度の場合は組合員の被扶養者として認定できます。この場合の「同程度」とは、その差額が年間収入の多い方に対し1割以内である場合のことをいいます。

※過去の収入、現時点の収入及び将来の収入から見込んだ今後1年間の収入は、市町村の発行した所得証明書や事業主からの源泉徴収票等による過去の収入を基に、給与明細や雇用契約書、本人の申立書等による現在及び将来の収入を加味して見込みます。

イ 夫婦双方組合員の場合

所得比較をすることなく、届出を行った組合員の被扶養者として認定することができます。ただし、扶養手当が支給されている場合は、支給されている組合員の被扶養者とします。

ウ 配偶者が地方公務員等共済組合法の適用を受ける職員（公務員等）の場合

配偶者に扶養手当が支給されている場合、認定することができません。

配偶者に扶養手当が支給されていない場合、所得比較等他の基準を満たせば認定することができます。

エ 主として生計を維持する者が育児休業等（※）を取得している場合

※育児休業等には産前産後休暇を含みますが、育児短時間勤務や部分休業は含みません。

(ア) 育児休業等期間中は一時的な無保険状態を避けるため被扶養者を異動しないこととされました。

扶養手当の付替えがあったとしても被扶養者を異動する必要はありません。

(イ) 新たに誕生した子については、改めて年間収入の比較により認定するため、第一子は妻の被扶養者、第二子は夫の被扶養者というように分かれてしまうケースが想定されますが、育児休業等期間中は特例として分割扶養が認められます。

① 特例の期間について

この特例は、育児休業等期間中のみの特例であって、育児休業等終了後は夫婦双方の年間収入を比較し年間収入の多い方に被扶養者を異動しなければなりません。

なお、その際の事実発生日は原則として「育児休業等終了日の翌日」となります。

② 特例期間中の被扶養者の異動について

特例期間中であっても、相手側の医療保険者が被扶養者とすることを認めているのであれば被扶養者を異動して差し支えありません。

オ 組合員が病気休職や自己啓発休職等により給料が減額される場合や定年退職し再任用職員や講師として引き続き組合員となる場合は、所得比較を再度行い、配偶者の年間収入が多い場合は、収入逆転により被扶養者の異動手続が必要となるので注意してください。

カ 収入の逆転により被扶養者の異動となる場合の事実発生日について

(ア) 夫婦共に給与収入のみであれば、夫婦それぞれが源泉徴収票を受け取った日のうち遅い日、どちらかに事業所得等があれば、源泉徴収票を受け取った日若しくは確定申告を行った日のうち遅い日となります。

(イ) 普通認定を受けているものが扶養手当の随時確認により取消しとなった場合、扶養手当の取消年月日と同じ日を事実発生日として取り扱います。

(ウ) 子を被扶養者として認定している場合で、夫婦の収入逆転により夫婦間で被扶養者を異動する場合は、原則として認定日と取消日が同一になります。被扶養者の認定申告をする場合は、被扶養者の認定取消日と同日付の扶養協議書を提出してください。

(エ) 育児休業等終了後に収入比較をして被扶養者を異動する場合は、育児休業等終了日の翌日が事実発生日となります。

キ 被扶養者の認定ができない場合

被扶養者の認定ができない場合、「被扶養者不認定結果通知書」を組合員あて送付しますので、配偶者の健康保険の保険者に被扶養者の手続を行う際に「被扶養者不認定結果通知書」を添付してください。

ク 保険者との調整

上記アからカのいずれの場合であっても、被扶養者の異動に伴う無資格期間が生じることの無いよう、当支部と組合員の配偶者の加入する保険者として被扶養者の資格取消日と資格認定日の調整を行います。この調整の結果、提出書類の追加をお願いする場合があります。

Q&A

Q1：公立学校共済組合の組合員である妻が第2子の出産に伴い産後休暇を取得中であり、産後休暇終了後は育児休業を取得する予定。第1子が妻の被扶養者となっている場合、第1子の及び第2子の手続をどうすべきか。なお、夫と扶養手当の支給状況は下記のとおり。

夫：民間企業の健康保険の被保険者（扶養手当支給なし）

扶養手当：育児休業により妻の扶養手当は支給停止（扶養手当の認定は継続）

A1：産後休暇を含めて育児休業期間中は特例として被扶養者を異動しないこととなりますので、第1子に係る手続はありません。第2子は夫婦での1年間の所得を比較し、所得の多い方の被扶養者として手続します。夫の所得が多い場合、第1子は妻の被扶養者のままで、第2子は夫の被扶養者と一時的に分割扶養となります。妻の育児休業終了時に夫婦の年間収入を再度比較し所得の多い方に被扶養者を異動することとなります。なお、妻の育児休業中の収入は「育児休業を取得していないもの」として見込んでも、「収入はないもの」として見込んでもどちらでも差し支えないこととされています。これは出生した子の認定事務に遅延が想定される場合や、夫の健康保険での認定が困難である場合等に柔軟に対応できるようになっています。

※夫の収入が多い場合であっても、夫の健康保険が第2子を認定できない場合は、当支部で第2子を妻の被扶養者として認定することとなります。

【注意】

夫婦共同扶養の場合、被扶養者は原則として所得が多い方の被扶養者として認定することとなります。所得が逆転した場合は、配偶者への被扶養者の異動手続が必要です。

Ⅲ 父母の認定について

父母の一方に所得限度額以上の所得があり、他の一方を被扶養者として認定するときは、双方（父及び母）の所得を合算し、その額が次表の合算額を超えている場合は、他の一方も被扶養者として認定できません。しかし、所得限度額以上ある一方に社会通念上明らかに他の一方の生計維持ができないと認められる事由があり、組合員と他の一方とに生計維持関係があれば認定できます。

両親の一方（父又は母）	他の一方（母又は父）	所得合算額
60歳未満	60歳未満	260万円
60歳未満	60歳以上	310万円
60歳以上	60歳以上	360万円

Ⅳ 組合員と別居している父母等を認定する場合の送金額について

被扶養者として認定を受けようとする者（以下「認定対象者」という。）の収入総額（認定対象者自身の収入額並びに組合員及び当該組合員以外の者の送金等による収入の合計額をいう。）に占める組合員の送金額の割合が、3分の1以上であることが必要です。ただし、社会通念上、主として組合員の送金で生計を維持していると判断できる金額であることが必要です。

なお、組合員が当該組合員以外の者と共同して認定対象者を扶養している場合は、組合員の送金額が当該組合員以外の者の負担額のいずれをも上回っていることが必要です。

また、現金を毎月送金している必要があり、家賃、光熱水費等の立替えは、送金として認められません。

【注】現金手渡しによる送金は一切認めません。送金方法は口座への振込みのみとします。送金に関する確認書類として銀行の送金利用明細書または送金者（組合員）と受領者（被扶養者）の両方の氏名が確認できる通帳の写しを提出してください。なお、送金は対象者の口座に送金していただく必要があります。また、数ヶ月分をまとめた送金は認められません。

（例）・送金者（組合員）氏名が印字された被扶養者名義の通帳の写し

・送金先（被扶養者）氏名が印字された組合員名義の通帳の写し

Q&A

Q1：組合員の住居から50メートル程離れたところに別居している義理の母について、組合員の収入により生計を維持しているが、被扶養者として認定できるか。

A1：同一世帯に該当しないので、被扶養者として認定できません。

なお、同一敷地内の別棟に居住する場合で、住民票上の同一地番（枝番相違）であり、かつ、組合員の収入により生計維持されていると判断される場合であれば、認定できます。

Q2：組合員と別居している両親のうち、父が死亡したことから母を被扶養者として認定する旨の申告があった。状況は次のとおりであるが、被扶養者として認定することができるか。

父 (R7.7.1死亡)	母 (70歳)	・母の収入： <u>合計：1,500,000円</u> 【内訳】遺族年金：1,050,000円 基礎年金：450,000円 ・組合員の送金額： <u>合計：1,020,000円</u> 【内訳】毎月：60,000円 ボーナス：150,000円×2回
		・兄1の送金額： <u>合計：360,000円</u> 【内訳】毎月：30,000円 ・兄2の送金額：送金なし

A2：別居の母を被扶養者として認定するためには、次の①、②の2つの要件を満たす必要がありますが、Q2の例では、①及び②の要件を両方ともに満たしているため、母を被扶養者として認定することができます。

なお、今回の認定申告に至った事由は、父の死亡による扶養者の変更のため、「扶養の事実が生じた日」は、「父の死亡日の翌日」になります。そのため、父の死亡日の翌日から起算して、30日以内に所属所が申請を受け付けた場合は、令和7年7月2日が認定日となります。

① 母の総収入額の3分の1以上の送金をしていること。

母の総収入額は、2,880,000円

【内訳】 母の収入……………1,500,000円
 組合員の送金額……………1,020,000円
 兄1の送金額…………… 360,000円
 兄2の送金額…………… 0円

組合員の送金額 ……………1,020,000円
 母の総収入額の1/3の金額 …… 960,000円 (2,880,000×1/3)

→ 組合員の送金額は、母の総収入額の3分の1以上の金額である。

② 組合員の送金額が組合員以外の者の送金額を上回っていること。

組合員の送金額……………1,020,000円
 兄1の送金額…………… 360,000円
 兄2の送金額…………… 0円

→ 組合員の送金額は、兄1及び兄2の送金額を上回っている。

(4) 認定方法について

認定方法には「普通認定」と「特別認定」があり、給与条例の規定による扶養親族とされた者は普通認定となります。

認定方法	対象者
普通認定	給与条例の規定による扶養親族とされた者 (扶養手当受給対象者)
特別認定	普通認定対象者以外の者

ただし、福岡市立及び北九州市立の小中学校、高等学校、特別支援学校、並びに北九州市立大学の職員については、次のとおりとなります。

認定方法	対象者
普通認定	給与条例の規定による扶養親族とされた者のうち「子・配偶者」 (扶養手当受給対象者のうち「子・配偶者」)
特別認定	普通認定対象者以外の者

(5) 提出書類について

認定に必要な書類の一覧は次頁のとおりです。

詳細は2-35頁～2-39頁で必ず確認してください。

各手続にかかる書類等の提出先は「提出先一覧」(4-13頁)を参照してください。

申告書類を提出する際は、被扶養者認定提出書類チェックリスト(2-91頁～2-98頁)を参考にし、記入漏れのないようにしてください。また、認定書類と併せてチェックリストも提出してください。

チェックリストは普通認定用、特別認定用、政令市、政令市以外で異なるので注意してください。

【注意】

認定に係る提出書類は、普通認定かどうか(扶養手当を受給しているかどうか、政令市の場合は「子・配偶者※」かどうか)により変わります。御確認の上、必要書類を添付してください。

認定に係る必要書類の提出漏れがあると、認定手続が遅れるなど、組合員及び被扶養者にとって不利益が生じる恐れがあります。

本手引きを十分に確認して、必要書類の提出漏れがないよう御注意ください。

※ 令和8年4月1日以降、扶養手当上の被扶養者でない配偶者については、特別認定となります。

I 普通認定対象者の申告手続 【提出書類】

次の書類を提出してください。提出書類は被扶養者認定提出書類チェックリスト（2-91頁～2-93頁）を参考にし、漏れのないようにしてください。また、認定書類と併せてチェックリストも提出してください。（公的書類はすべて3か月以内のもの、原本を提出（奥書証明があれば写し可））

- ① 被扶養者申告書（認定申告）（様式：2-69～2-70頁）〈記入例：2-71頁〉
- ② 認定対象者の世帯全員の記載がある住民票（^{つづきから}続柄の記載があるもの）
- ③ 個人番号記入用紙（様式：2-68頁）
- ④ 事実発生日が確認できる書類（例）

区 分	提 出 書 類
出生	世帯全員の住民票（続柄の記載があるもの）、出産証明書、戸籍謄本等
離職	退職辞令（写し）等離職の日が確認できる書類
雇用保険の受給終了	雇用保険受給資格者証の写し（第3面を含む。「支給終了」の文言が印字されていること）
婚姻	戸籍謄本
扶養義務者の変更	扶養協議書
組合員の採用、任用開始に伴う場合	組合員の辞令の写し又は、人事異動通知書の写し
その他	事実発生日がわかる書類

※ 扶養手当認定に係る添付書類のうち、事実発生日が確認できる書類（写し）を提出すること。

- ⑤ 国民年金第3号被保険者関係届（認定対象者が20歳以上60歳未満の配偶者の場合。）
（様式：2-81頁）〈記入例：2-83頁〉

※令和8年4月1日以降、扶養手当上の被扶養者でない配偶者については、特別認定となります。

- ⑥ 被扶養者申告（普通認定）に係る申立書（福岡市立及び北九市立の所属職員のみ）
（様式：2-87・2-89頁）

【注】北九州市立の所属の組合員が子を被扶養者として認定する場合で、組合員の配偶者が他の健康保険の被保険者である場合、夫婦の所得比較が必要となるため、組合員及び配偶者の所得額証明書が必要となります。

II 特別認定対象者の申告手続 【提出書類】

「ア 必須書類」は必ず提出する書類です。「イ 状況により必要となる書類」は該当する場合に提出する書類です。なお、必要に応じて下記以外の書類の提出を求める場合があります。

提出書類は被扶養者認定提出書類チェックリスト（2-95頁～2-98頁）を参考にし、漏れのないようにしてください。また、認定書類と併せてチェックリストも提出してください。

（公的書類はすべて3か月以内のもの、原本を提出（奥書証明があれば写し可））

ア 必須書類（すべての被扶養者について必ず提出する書類）

① 共通提出書類

提出書類	備考
被扶養者申告書（認定申告）	
扶養申立書	扶養申立書は、扶養しなければならない理由を具体的に詳しく記入。
戸籍謄本（全部事項証明書）	認定申告をしている被扶養者の戸籍謄本（全部事項証明）が必要、また、被扶養者が組合員と同一戸籍でない場合、戸籍謄本（全部事項証明）と併せて続柄等が確認できる除籍謄本（除籍全部事項証明）等を提出してください。（戸籍抄本（個人事項証明）は不可）なお、 <u>子の出生の場合のみ、後日提出可。</u> ）2-39頁【注】を参考にすること
認定対象者の世帯全員の住民票	
認定対象者の所得額証明書又は非課税証明書	
個人番号記入用紙	様式：2-68頁
国民年金第3号被保険者関係届	20歳以上60歳未満の配偶者を認定する場合
チェックリスト	

② 事実発生年月日が確認できる書類

次の区分に応じて提出してください。

区分	提出書類
出生	世帯全員の住民票（続柄の記載があるもの）、出産証明書、戸籍謄本（全部事項証明）等のいずれか
離職	退職辞令、離職の日がわかる書類等
雇用保険の受給終了	雇用保険受給資格者証の写し（第3面を含む。「支給終了」の文言が印字されていること）
婚姻	戸籍謄本
扶養義務者の変更	扶養協議書
組合員の採用、任用開始に伴う場合	組合員の辞令の写し又は、人事異動通知書の写し
その他	事実発生年月日がわかる書類

イ 状況により必要となる書類

① 認定対象者に収入がある場合（あった場合）（全認定対象者について提出）

認定対象者に次の収入がある場合又は所得額証明書に次の所得が記載されている場合、該当する書類を提出してください。

区 分	提出書類
給与収入がある場合	就職等申立書
所得額証明書に給与収入が記載されているが、現在は退職している場合	退職証明書等（退職日が確認できるもの）
公的年金、個人年金等の収入がある場合	当該年度発行の年金証書の写し又は年金額改定通知書の写し（取得できない場合、最新の年金振込通知書の写し）
その他雑収入、事業、不動産、農業、株等の収入がある場合	最新の確定申告書及び収支内訳書の写し等収入額が確認できるもの
雇用保険を受給している場合	雇用保険受給資格者証の写し（第3面を含む。）

② 子を認定申告する場合（夫婦共同扶養の場合）

子を認定する場合（夫婦共同扶養の場合）は夫婦の所得比較が必要となります。

組合員と配偶者について提出してください。

提出書類	備 考
扶養協議書	組合員及び配偶者について記載
組合員及び配偶者の所得額証明書	<ul style="list-style-type: none"> 夫婦ともに公立学校共済組合員福岡支部の組合員の場合は、所得額証明書の提出は不要。（扶養協議書及び非扶養証明書のみ提出） 所得額証明書に記載された収入と向こう1年間の収入とが著しく異なる場合（給与収入の記載があるが、現在は退職している場合等）は年間収入の見込額（様式任意）又は退職証明書等が必要。
配偶者の非扶養証明書	配偶者に所得がない場合又は共済組合（公立学校共済組合だけでなく他の共済組合も含む。）の組合員でない場合は提出不要。

【注】配偶者が不在の場合及び配偶者が組合員の被扶養者の場合は、上記すべて提出不要。

③ 配偶者・子以外を認定申告する場合（孫・兄弟姉妹・父母その他3親等以内の親族を認定する場合）

配偶者・子以外を認定する場合は戸籍謄本で扶養義務相当者を確認し、扶養義務相当者について扶養協議が必要となります。組合員、扶養協議者全員（戸籍謄本に記載されている扶養義務相当者全員（戸籍謄本により確認））について提出してください。

提出書類	備 考
扶養協議書	扶養協議者全員を記載（全員を記載しない場合は扶養申立書への具体的な理由の記載が必要）
組合員及び扶養協議者の所得額証明書（※）	・ 所得額証明書に記載された収入と向こう1年間の収入とが著しく異なる場合（給与収入の記載があるが、現在は退職している場合等）は年間収入の見込額（様式任意）又は退職証明書等が必要。
組合員以外の扶養協議者の非扶養証明書	扶養協議者に所得がない場合及び共済組合（他の共済組合も含む。）の組合員以外の場合は提出不要。

※認定対象者と別居している者（組合員及び組合員の配偶者を除く。）は原則として提出不要。

④ 組合員と別居の者を認定申告する場合

子・配偶者を除き、別居の者を被扶養者として申告する場合、組合員の送金の有無等を確認する必要があります。次の書類を提出してください。

提出書類	備 考
送金に関する証明書	送金に関する証明書は、銀行の送金利用明細書や通帳の写し（振込人及び振込先が確認できるもの）とし、手渡しによる領収書等は認めません。
送金計画書	月額・年額がわかる送金計画書（様式任意）
他に送金している者がいる場合は送金額がわかるもの	

【注】別居の者が子・配偶者の場合は提出不要。

⑤ 父・母の一方を認定申告する場合

父・母の一方を申告する場合、父母世帯の収入額を確認する必要があります。次の書類を提出してください。

提出書類	備 考
父・母両方の所得額証明書	・ 父・母両方が健在の場合で、父母の一方を認定する場合に必要。 ・ 所得額証明書に記載された収入と向こう1年間の収入とが著しく異なる場合（給与収入の記載があるが、現在は退職している場合等）は年間収入の見込額（様式任意）又は退職証明書等が必要。

父母世帯の収入基準額は2-31頁を参照すること

【注】 戸籍謄本は以下の戸籍謄本を提出してください。

対 象	提出書類	注 意 事 項	
子	子の戸籍謄本	組合員の配偶者が不在の場合、死亡、離婚等がわかる除籍謄本、改製原戸籍等。組合員の記載がない場合は併せて組合員の戸籍謄本。 ※戸籍の変更が行われており、離婚等の記載がない場合には改製原戸籍も提出してください。	
配偶者	配偶者の戸籍謄本	内縁関係の場合は住民票及び婚姻関係と同様の事情にあることを明瞭にできる書類	
孫	孫、子の戸籍謄本	組合員の記載がない場合は併せて組合員の戸籍謄本	※他の扶養義務相当者の有無が、左記の戸籍謄本で不明な場合は、父母等の改製原戸籍等も必要。
父母	父母の戸籍謄本	組合員の記載がない場合は併せて組合員の戸籍謄本	
兄弟姉妹	兄弟姉妹の戸籍謄本	組合員の記載がない場合は併せて組合員の戸籍謄本	
祖父母	祖父母の戸籍謄本 (父母の戸籍謄本)	組合員の記載がない場合は併せて組合員の戸籍謄本	
その他	組合員との続柄が確認できる戸籍謄本		

【注意】

特別認定の場合は、添付書類の漏れが多く発生しています。特に、所得に関する書類

- ・ 扶養義務者の所得証明書
- ・ 年金を受給している場合の年額が確認できる書類

(当該年度発行の年金証書の写し又は年金額改定通知書の写し)

などの添付漏れがないか、本手引で確認し、手続を行ってください。

(7) 他支部又は他の共済組合からの転入者に関する被扶養者の認定

他支部又は他の共済組合から引き続き福岡支部の組合員となった場合で、当該支部又は当該共済組合で既に認定を受けている被扶養者がいる場合は、次の書類を提出することで福岡支部でも被扶養者として認定を受けることができます。

【提出書類】

- ① 被扶養者申告書（認定申告）（様式：2-69～2-70頁）
- ② 他の支部からの転入者は、前支部で交付を受けた被扶養者資格確認書等の写し
- ③ 他の共済組合からの転入者は、他の共済組合で交付を受けた被扶養者資格確認書等の写し
- ④ 国民年金第3号被保険者関係届（20歳以上60歳未満の配偶者を認定する場合。様式：2-81頁）

※ ただし、後日認定に関する書類一式を提出すること。なお、認定要件に該当しないと確認された場合は、認定日に遡って取消となります。

- ⑤ 個人番号記入用紙（様式：2-68頁）

2 普通認定と特別認定の切替手続

被扶養者が普通認定（扶養手当受給者）から特別認定（扶養手当未受給者）に切り替わる場合、又は、特別認定から普通認定に切り替わる場合は、次の切替手続を行ってください。

なお、切替手続中、及び切替手続終了後も、組合員番号に変更がない場合は、被扶養者資格確認書等はそのまま使用することができます。

(1) 普通認定から特別認定への切替

扶養手当受給対象者であった被扶養者が、扶養手当受給対象者でなくなったが、引き続き共済組合の被扶養者であることを希望する場合。

切替区分	提出書類
普通認定から特別認定への切替	<ul style="list-style-type: none"> ・特別認定に係る書類一式（個人番号書類、国民年金第3号被保険者関係届は提出不要） ・扶養手当取消書類の写し

【注】普通認定から特別認定への切替で、次のア又はイに該当する場合は共済組合が切替を行いますので切替手続は不要です。ただし、被扶養者が資格取消の要件（次頁）に該当する場合は被扶養者取消申告手続が必要です。

- ア 満22歳の年度末を迎えたことにより扶養手当受給対象者でなくなった場合
- イ 定年退職後、引き続き再任用職員として勤務する際、扶養手当受給対象者でなくなった場合

令和8年4月1日以降、給与条例の規定により扶養手当受給対象者でなくなった配偶者については、共済組合が普通認定から特別認定への切替を行います。
 なお、共済が切替を行った配偶者については、検認対象となります。

(2) 特別認定から普通認定への切替

扶養手当受給対象でない被扶養者が扶養手当受給対象者となった場合。

切替区分	提出書類
特別認定から普通認定への切替	<ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者申告書 ・扶養手当が認定されていることが確認できる書類、切替事由及び事実発生日が確認できる書類（任用辞令等）

(切替手続が必要な具体例)

- ア 組合員が再任用（フルタイム）として勤務後、継続して常勤講師として任用されたことで、被扶養者について扶養手当を受給することとなった場合
- イ 年額130万円未満の遺族年金を受給している59歳の母が60歳になり、扶養手当を受給できるようになった場合（政令市を除く所属所のみ）

【注意】
 普通認定と特別認定の切替手続き漏れが多数生じています。
 扶養手当の状況を確認して、手続漏れがないよう気をつけてください。

3 被扶養者の取消申告手続

被扶養者が、次の取消の要件に該当するようになった場合は、速やかに取消の手続を行ってください。

なお、取消年月日は事由発生の日まで遡及しますので、取消日以後に給付金（医療費等）を支給しているときは、その支給した給付金は全額返還していただくことになります。

また、組合員が資格を喪失したことに伴い、被扶養者も資格の取消となる場合は、被扶養者の取消申告は不要です。組合員の資格喪失届に被扶養者資格確認書を添付して返却してください。

(1) 認定取消日について

資格取消日とは、被扶養者資格確認書等が使用できない最初の日のことをいいます。

被扶養者の取消における資格取消年月日は次のとおりとなります。

認定取消事由		資格取消日
就 職	健康保険等の被保険者資格の取得	健康保険等の資格取得日
収入超過	雇用保険受給開始	雇用保険受給開始日
	事業所得等の増加	確定申告を行った日 ただし、期間外の申告の場合は確定申告期間の初日
	年金受給開始	年金証書を受領した日
	年金の増額改定	年金額改定通知書を受領した日
パート・アルバイト等による収入超過	月(日)の収入が基準額以上(見込みを含む。)	就業開始日
	月(日)の収入が基準額以下(パート・アルバイト等で日給、時給等の場合)	・3か月以上基準額を超える場合は、4か月目の初日 ・12月の期間で年額基準額を超える場合は13月目の初日 (注)詳細はパート、アルバイトの例を参照すること
生計維持関係がなくなった	婚姻	婚姻日
	死亡	死亡日の翌日
	離婚(協議)	離婚届出日の翌日
	離婚(調停)	調停成立日の翌日
	扶養義務者の変更	扶養協議日
	別居	別居した日の翌日
	別居している父母等への送金中止	最終送金日の属する月の翌月の初日
後期高齢者医療制度に該当	75歳に達した日	
海外への渡航等	日本国内に住民登録がなくなった日の翌日	

(2) 提出書類

- ① 被扶養者申告書（取消申告）（様式：2-69～2-70頁）〈記入例：2-72頁〉
- ② 被扶養者資格確認書（限度額適用認定証、高齢受給者証等、公立学校共済組合福岡支部が発行している証については全て返却してください。）
 ※紛失等で返却できない場合、資格確認書等紛失届兼再交付申請書（様式：2-67頁）を提出してください。
- ③ 国民年金第3号被保険者関係届（20歳以上60歳未満の配偶者であって、取消事由が収入超過・離婚の場合）（様式：2-81頁）〈記入例：2-84頁〉
- ④ 取消事由の事実発生日が確認できる書類

取消事由		提出書類
就職	健康保険の被保険者又は船員保険の被保険者となったとき	就職の事実を明らかにする書類（次のいずれか） ・新しい資格確認書の写し又は資格情報のお知らせの写し ・採用辞令の写し ・事業主の就職（雇用）証明書 等
収入超過	基準年額の超過 （見込まれるものを含む）	収入を明らかにする書類（次のいずれか） ・雇用通知書 ・就職等申立書 ・給与等支給証明書 ・確定申告書（ <u>収支内訳書を含む</u> ）の写し ・年金証書又は年金額改定通知書の写し 等
	基準月額額の超過 （見込まれるものを含む）	収入を明らかにする書類（次のいずれか） ・雇用通知書 ・就職等申立書 ・給与等支給証明書 等
	基準日額の超過	雇用保険受給資格者証の写し（第3面を含む。基本手当の支給開始日が印字されていること）
生計維持関係がなくなった	被扶養者の結婚、離婚等	・戸籍謄（抄）本 ・住民票
	組合員以外の者が主たる扶養者になったとき	扶養協議書等組合員以外の者が主たる扶養者になったことを明らかにする書類
	送金の中止等	・本人の申立書 ・直近の送金の事実が分かる書類
	別居等による取消	住民票
	被扶養者が死亡したとき	戸籍等、死亡日の分かる書類
後期高齢者医療の被保険者となったとき		2-46頁参照
日本国内に住民登録がなくなったとき		住民票(除票)
その他の事由による取消		取消事由及びその発生日が確認できる書類

(3) 取消における注意点

公立学校共済組合の被扶養者の認定と扶養手当の認定の基準はすべてが一致するものではありません。扶養手当を引き続き受給できる場合でも、共済組合では認定取消となる場合があります。扶養手当を受給している被扶養者の収入については、特に気を付けてください。

【アルバイト・パート等収入に係る被扶養者の取消事例】

ア 各月の収入額が基準月額（108,334円）以上の場合

- ・各月の収入額が基準月額（108,334円）以上であるときは、認定できません。
- ・認定しているときは、採用日をもって認定取消となります。

イ 最初の月が基準月額を下回るが、翌月から3か月以上基準額以上となる場合

4月 (15日～31日)	5月	6月	7月	8月	9月	10月	雇用継続
8万	12万	12万	11万	12万	13万	11万	

- ・最初の月が、月半ば（例：4/15）から雇用され基準月額を下回っていても、本来、その月に1か月働いたとした場合に支払われる給料に換算し、基準月額以上の場合は採用日をもって認定取消となります。

ウ 各月の収入額が基準月額を上下する場合

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	雇用継続
11万	9万	11万	11万	10万	9万	11万	

- ・現状としては取消しの要件に該当しないが、基準年額（130万円）以上となった時点で認定取消となります。（1年のとらえ方はケを参照。）

エ 当初の雇用契約では基準額を下回るが、3か月連続して基準月額以上となった場合

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	雇用継続
10万	11万	12万	11万	10万	10万	12万	

- ・3か月連続（5月～7月）で基準月額108,334円以上のため、8月1日で認定取消となります。

オ 雇用形態の変更があった場合

4月	5月	6月	7月 (契約変更)	8月	9月	10月	雇用継続
10万	10万	9万	12万	12万	12万	12万	

- ・契約の変更により、月の収入額が基準月額以上となったときは、契約変更日から認定取消となります。

カ 3か月以下の雇用が複数ある場合

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	雇用継続
12万	11万	0	11万	14万	0	0	12万	14万	

・収入月額が基準月額を超える場合であっても3か月以下の雇用契約の場合、認定取消の要件に該当しません。しかし、基準年額（130万円）以上となった時点で認定取消となります。（年額のとらえ方はケを参照。）

キ 2か所でパートやアルバイトをしている場合

(ア) パート先1のほか、8月1日からパート先2でパートを始めた。（1月までの6か月間）
パート先2で勤務した当初の月（8月）から1か月の収入が基準月額以上となる場合

<パート先1>

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	雇用継続
8万	8万	9万	9万	9万	9万	8万	8万	9万	8万	

<パート先2>

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1月31日 で終了
0	0	2万	3万	2万	2万	3万	3万	0	0	

計 8万 8万 11万 12万 11万 11万 11万 11万 9万 8万

パート先1に加えて、パート先2の収入が加わったことにより基準月額以上となるため、パート先2の採用日から取消となります。

(イ) パート先1のほか8月からパート先2でパートを始めた。1か月の収入見込みでは基準月額を下回っているが、パート先2で勤務した2か月後のから1か月の収入が基準月額以上となった場合（10月以降の実績が見込みを上回った場合）

<パート先1>

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	雇用継続
8万	8万	8万	8万	9万	9万	9万	9万	9万	8万	

<パート先2>

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	雇用継続
0	0	2万	2万	2万	3万	3万	3万	3万	3万	

計 8万 8万 10万 10万 11万 12万 12万 12万 12万 11万

この場合、3か月連続して基準月額以上となったため4か月目の初日（1月1日）で認定取消となります。

(ウ) パート先2か所の収入合計が基準月額を上下する場合であって、3か月連続して基準月額以上とならない場合

<パート先 1>

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	雇用 継続
8万	8万	8万	8万	8万	8万	6万	8万	8万	8万	8万	8万	

<パート先 2>

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	雇用 継続
3万	3万	2万	2万	3万	3万	3万	2万	3万	3万	2万	2万	

計 11万 11万 10万 10万 11万 11万 9万 10万 11万 11万 10万 10万 合計127万
3か月連続して基準月額以上でなければ、認定継続となります。その場合、年額（130万円）以上となる時点で認定取消となります。（年額の考え方はケを参照。）

(エ) パート先1の雇用終了後、パート先2で雇用されたことにより、通算して3か月連続して基準月額以上となる場合（提出された就職等申立書については、パート先1、2ともに「6収入額（3）時給」の欄に月額14万円と記載）

<パート先 1>

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	9月30日
0	0	0	0	14万	14万	0	0	0	で終了

<パート先 2> 10月からパート先2に転職

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	11月30日
0	0	0	0	0	0	14万	14万	0	で終了

計 0 0 0 0 14万 14万 14万 14万 0
パート先1の採用時に雇用期間を9月末までとする就職等申立書が提出され、さらにパート先2で雇用期間を11月末までとする就職等申立書が提出された場合、8月から引き続き3か月連続で基準月額以上となることを見込まれるため、パート先2の採用日で認定取消となります。

ク 組合員の配偶者が6か月間の雇用があるが、途中雇用が切れる場合

- ・雇用期間＝6か月
- ・雇用条件＝1時間：2,860円×5時間×週3回×4週間＝月額 約171,600円
- ・雇用期間

(ア) 令和7年6月1日から令和7年 7月19日まで

(イ) 令和7年9月1日から令和7年12月25日まで

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	12月25日で 終了
0	0	17万	13万	0	17万	17万	17万	16万	

令和7年6月1日から令和7年8月31日まで認定できます。令和7年9月1日からは基準月額を超える雇用が3か月を超えるため、9月1日から認定取消となります。

ケ 12か月の収入合計が基準年額以上となる場合

3か月以上連続で基準月額以上となっていない場合、直近の12か月の収入合計が基準年額以上となっていないかどうかで判断することとなります。（年収額が120万円台の場合は注意してください。）

<令和6年>

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
10万	11万	10万	10万	12万	11万	10万	10万	11万	11万	10万	12万	128万

<令和7年>

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
10万	12万	12万	10万	12万	12万	10万	10万	11万	10万	10万	10万	129万

令和6年3月から令和7年2月まで 129万円

令和6年4月から令和7年3月まで 131万円（基準年額以上）

1月から12月だけでなく、引き続く12か月の収入合計を1か月ずつずらして130万円以上となっていないかチェックします。上記の例では、令和6年4月から令和7年3月の12月で131万円となるので、令和7年4月1日付で認定取消となります。

【注意】

パート・アルバイトの収入額が基準額以上となった場合の取消手続の遅れが多数生じています。手続が遅れると被扶養者に不利益が生じる場合もあります。

被扶養者の収入の状況を確認して、手続漏れが生じないように特に気をつけてください。

4 後期高齢者医療制度に加入する被扶養者の取消申告手続

被扶養者として認定されている者が次のいずれかに該当したときは、取消申告を行ってください。

- (1) 被扶養者として認定されている者が75歳に達したとき
- (2) 65歳以上75歳未満の被扶養者で後期高齢者医療の障害認定を受けたとき

【提出書類】

ア 上記(1)に該当したとき（公立学校共済組合福岡支部へ直接返還してください。）

- ① 被扶養者資格確認書
- ② 高齢受給者証
- ③ その他公立学校共済組合福岡支部が発行している証

イ 上記(2)に該当したとき

- ① 被扶養者申告書（取消申告）
- ② 被扶養者資格確認書
- ③ 後期高齢者医療被保険者証の写し
- ④ その他公立学校共済組合福岡支部が発行している証

5 被扶養者に係る届出事項の訂正、変更に伴う手続

被扶養者の氏名、性別、生年月日、続柄、住所等、共済組合へ届け出ている事項を訂正又は変更するときは、次の書類を提出してください。なお、住所変更の場合で既に「同居」と届出済みの被扶養者については、組合員申告書（変更届）の提出により被扶養者申告書の提出を省略することができます。ただし、組合員のみが転居する場合は、被扶養者を同居から別居へ変更する手続が必要です。

提出書類 変更内容	被扶養者申告書	被扶養者資格確認書	限度額適用認定証 高齢受給者証 特定疾病療養受療証 等	住民票	個人番号記入用紙
氏名変更【注1】	○	○	△ 【注2】		
住所変更	○ 【注1】		△ 【注2】	○ 【注4】	
生年月日の訂正	○	○	△ 【注2】		
個人番号の変更	○				○

【注1】 父母、祖父母、孫、兄弟姉妹等で、同居から別居（別居から同居）へ変更となった場合、次の書類を併せて提出してください。

（同居から別居）

- ① 送金の事実が確認できる書類

（送金者（組合員）と受領者（被扶養者）の両方の氏名が確認できる通帳の写し等）

- ② 送金計画書

（別居から同居）

- ① 直近の送金の事実が確認できる書類

【注2】 該当する証の交付を受けている場合は、併せて提出してください。

【注3】 国内居住要件の例外に該当する場合で、20歳以上60歳未満の配偶者については、国民年金第3号被保険者関係届も必要となります。

【注4】 国内居住要件の例外に該当する場合は、以下を参考にして証する書類を併せて提出してくだ

さい。

<添付書類の例>

例外該当事由	添付書類
① 外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
② 外国に赴任する組合員に同行する者	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④ 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じたものであって、②と同等と認められる者	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤ ①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	※個別に判断 福岡支部給付係に照会してください

6 被扶養者資格確認書等の再交付申請手続

被扶養者資格確認書等を紛失したとき若しくは住所欄の余白がなくなったとき、汚（破）損したときは、次の書類を提出してください。

- ① 資格確認書等紛失届兼再交付申請書（様式：2-67頁）
- ② 被扶養者資格確認書等（住所欄の余白がなくなったとき若しくは汚（破）損したときのみ）

※被扶養者資格確認書等・・・被扶養者資格確認書、限度額適用認定証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証等